

No. **149**

2020. 秋号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



信濃国分寺三重塔（上田市）



長野県行政書士会

70th
ANNIVERSARY

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

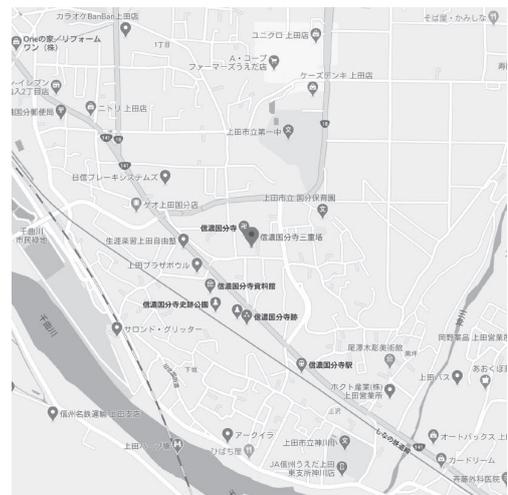
〔表紙〕「信濃国分寺三重塔」(上田市)

令和2年6月19日、信州上田・塩田平は日本遺産に認定されました。

その名も、レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」。表紙写真の信濃国分寺三重塔も含め、全部で35もの文化財で構成されています。

上田市のWebサイトに詳しい解説がありますが、そのなかでも「ストーリーの概要」の言い回しが秀逸ですので、ぜひ一度ご覧ください。塩田平を訪ねてみたいです。

(写真提供：上田市商工観光部観光課)



目 次

事業報告	・外国人相談対応連絡会議に参加しました…………… 2 ・長野県警交通規制課・長野県行政書士会 情報交換会開催のご報告… 3 ・(一社) コスモス成年後見サポートセンター長野県支部 (コスモス しなの) との協定締結のご報告…………… 4
台風19号 復興レポート	・令和元年東日本台風 (台風第19号) 被害からの復興状況について … 5
業務資料	・東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートの 申込期限の延長のお知らせ…………… 8 ・再入国の申出に関する通知……………12 ・「C I I C経営状況分析 e 結果通知サービス」の開始について (ご案内)……………13 ・産業廃棄物処理業の許可申請に係る手引の改定について (通知) ……15 ・「長野県優良産廃処理業者認定制度の手引」の改正について (通知)…16 ・「建設業許可の手引」の改正について (通知)……………22 ・「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について (通知)……………23 ・長野市食品衛生法施行条例の一部改正について (通知) ……25
お知らせ	・会則改正について……………26 ・令和2年度総務大臣表彰……………27 ・斡旋物一覧……………28 ・長野県収入証紙の販売について……………28 ・行政書士業務を廃止される方へ……………28 ・会員専用ページのID・パスワードについて ……29
会議報告	……………30
支部だより	・最近の商工会や地域振興局との連携と諏訪支部の取組について……………34 ・災害時における被災者支援に関する協定書の締結について……………35
会員の動き	・入会・退会・法人会員……………36
編集後記	……………36

事 業 報 告

外国人相談対応連絡会議に参加しました

吉田 靖史

7月31日に公益財団法人長野県国際化協会（ANPI）主催の「令和2年度外国人相談対応連絡会議」がオンライン会議形式で行われ、当会を代表して参加しました。

長野県国際化協会は、長野市内の「もんぜんぶら座」にある『多文化共生相談センター』（以下、相談センター）で外国人県民の様々な相談に多言語で対応しています。

協会では、外国人が安心して暮らせるために関係機関が連携して受入環境の整備を進め、相談の対応を円滑に行うための情報交換を実施することになり、行政書士会も今回の連絡会議にお招きいただきました。

会議には、出入国在留管理局、労働局、外国人技能実習機構などの機関や長野県、県内各地の市・町などの自治体、多文化共生に関わる団体のほか、いわゆる「士業」からは、当会と弁護士会、司法書士会が参加。

協会事務局長の進行により、相談センターにおける相談状況の説明からはじまり、出入国在留管理局、労働局などからは県内の動向や現状についての報告がありました。

行政書士会としては、在留諸申請の取次などで外国人と接する機会が最も多い士業であること。県をはじめとする各種機関・団体等からの依頼で、相談会や研修会に当会の国際部から相談員や講師の派遣を行った実績があること。出入国在留管理局とは異なる立場で、外国人からの質問や相談に柔軟に対応できることなどを限られた時間の中でお伝えしました。

今回は新型コロナウイルスの影響でオンライン会議となり、次回以降の会議が開催されるのか、どのような形式で行われるのか分からない状況ではありますが、これからも外国人に関することは「そうだ！行政書に相談しよう」という機運を高めるためにも積極的に参加し、発言することが大切だと感じました。

長野県警交通規制課・長野県行政書士会 情報交換会開催のご報告

運輸交通副部長 中塚 千夏

令和2年9月14日、本会にて 神谷智久長野県警交通部規制課課長補佐と岩下英樹交通部交通規制課規制係長計2名と赤羽副会長、大槻運輸交通部長、長崎運輸交通部員、副部長の私中塚が出席し情報交換会を行いました。

令和2年1月6日より長野運輸支局でも ワンストップサービス（OSS）の運用が開始され、OSS申請における車庫証明の申請の状況や諸問題について情報を共有する貴重な場となりました。

これまでに運輸交通部では、OSS開始後の車庫証明の所在図・配置図の書式について、自動車販売協会連合会（自販連）と協議し書式を定め、長野県警交通規制課のご担当者にも確認して頂いた上で、会員の皆様へその書式を用いての申請をお願いし、OSSがスタートしました。今回は実際にOSS申請をして発生したエラーの事例や疑問点について確認させて頂き、更には昨年運輸交通部員を通じて各支部からお寄せ頂いた警察署への要望等についても併せて確認させて頂きました。

また会員の皆様から使用権原疎明書面の職印での訂正についてもご質問を頂いていましたが、この点についても改めて質問し後日回答して頂けることになっています。今回の情報交換会での詳細内容は後日 本会ホームページ内の会員ページにて会員の皆様にお知らせさせていただきますので、ご確認ください。

これまでに各警察署で異なっていた対応も、このような情報交換会を通じて互いに統一の見解を図ることが出来る貴重な場となりました。今後更にOSS申請も拡大し、新たな問題も生じることが予想されるため、情報交換会を継続して続けていく必要があると感じています。

(一社) コスモス成年後見サポートセンター長野県支部 (コスモスしなの) との協定締結のご報告

法務部長 柳澤 誠

本会は、令和2年9月17日に(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部(コスモスしなの)との協定を締結致しました。

コスモスしなのは、平成19年に設立された特定非営利活動法人長野県成年後見サポートセンター(NSSC)を前身として、平成25年に日本行政書士会連合会により設立された一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに移行し、その長野県支部となりました。コスモスしなのでは、行政書士による社会貢献活動として成年後見支援を推進するため、毎年新規入会者研修と会員の知識向上のための講習会を実施するとともに、家庭裁判所への受任候補者名簿の提出、各地域の専門職研修会への参加、市民公開講座・介護専門職セミナーの開催などの活動に継続して取り組んでいます。

それに対し、本会では、成年後見活動への行政書士関与の社会的重要性に鑑み、NSSC時代より現在まで、自立に向けて支援金を支給してその財政基盤を整備するとともに、新規登録者研修における成年後見活動の紹介講座やSBC「大人の文化祭」への共同参加、コスモスしなのが実施する市民公開講座の後援、家庭裁判所等挨拶回りへの支部役員同行等、活動を支援して参りました。

このような本会、コスモスしなのの相互の取組みにより長野県での行政書士の成年後見受任は着実に増え、現在では長野、上田、岡谷、諏訪、伊那各地の成年後見支援センターなどでの運営委員として活動の一翼を担う状況になってきております。

本会は、令和元年9月の日本行政書士会連合会と(一社)コスモス成年後見サポートセンター本部との協定締結を受け、コスモスしなのとの関係性を明確化を行うべく、この度の協定締結を行いました。この協定を礎として、行政書士法の目的に新たに規定された「国民の権利利益の実現」に向け、両団体が協力して行政書士の社会的使命を果たすべく取り組んで参ります。



台風 19 号復興レポート

令和元年東日本台風（台風第 19 号）被害からの復興状況について

広報監察部員 小西 勝

はじめに、令和元年台風 19 号の被災者として、皆さまには多大なご支援・ご助力をいただきましたこと、あらためて心より感謝申し上げます。

あれから、早くも一年が経ちました。そこで、ご心配をおかけした皆様に、私の知る長野市長沼地区に限った話ではありますが、今日までの復興の様子をお伝えしたいと思います。

まず、あの決壊した千曲川の堤防はすで復旧され、さらにその前後の区間ともに鋼矢板やコンクリートブロックの被覆など、もし越水しても簡単に破堤しないように強化策が施されました。

ただ、国土交通省千曲川河川事務所によると、実は、当日あの地点の流量は計画高水流量に達していなかったのだそうです。にもかかわらず越水し破堤したのですが、その理由は、すぐ下流の中野市立ヶ花地点が崖に挟まれた狭窄区間で上流部に比べて流下能力が劣るため、いわゆるボトルネックとなって長沼辺りの流水を停滞させ水位を上げたからです。

ということは、決壊した地点の堤防を復旧・強化しただけでは越水を抑えることはできず、昨年と同程度の雨で再び洪水が起きる心配は、解消されません。



堤防復旧後

つまり、地域住民の安心・安全には、立ヶ花地区の河道を拡げてボトルネックが解消されることが必須条件なのですが、さらにそのためには、立ヶ花の下流の飯山市、そして新潟県域での河川工事もまた必要になってくるため、一朝一夕には行きません。この点について国土交通省千曲川河川事務所は、「信濃川水系緊急治水プロジェクト」を、令和 9 年度完了を目途に進め、この中で立ヶ花のボトルネックの解消もほぼ実現したいと説明しています。

この、「令和 9 年」が早いか遅いかはともかくとして、「少なくとも、あと 7 年はかかる」と

いう現実が、地域の人たちを悩ませる原因の一つになっています。つまり、「被災した家を建て直しても、また今年洪水が起きるかもしれない。」という不安による、以下のような悩みです。

昨年の災害で住宅が全壊または半壊した住民は、59万5千円（一部損壊は30万円）の補助を得て自力再建・補修するか、再建・補修を諦めて公費負担で解体してもらうか、を選択しなくてはなりません。地域がら、高齢者の一人暮らしや、また古い住宅のため十分な火災保険に加入していない家庭も多く、その人たちにとって、住宅再建・補修費用は非常に厳しい負担となります。一方、高齢者が、何十年と住み慣れた地域を離れて、知り合いの一人もいない土地でアパートに一人暮らしをすることもまた、大変辛い道です。

この、厳しい二択の結果は、「もう、めったに洪水は起きない」のか、「またすぐ、洪水になるかもしれない」のかに左右されるのです。

このため、未だに公費解体か、自力再建・補修かを選べない人が多くいらっしゃいます。

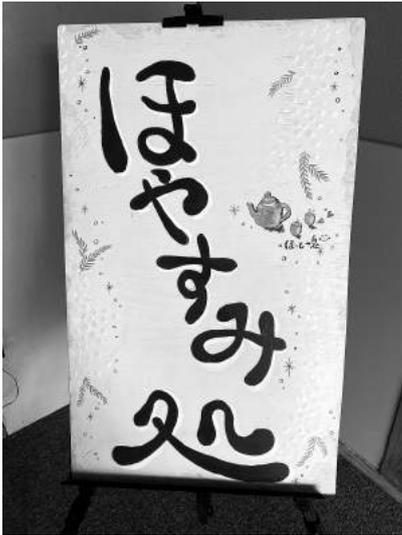
長野市は、令和2年9月30日までとしていた公費解体の申請期限を令和3年1月29日まで延長しましたが、国土交通省の「信濃川水系緊急治水プロジェクト」の計画も勘案し、令和3年度以降も予算措置をお願いしたいところです。なぜなら、地域「復興」のため、被災して地域を出ていかざるを得なかった人たちが、再び長沼に戻るための住宅再建・補修の可能性を、できるだけ残してほしいからです。

実は、長沼地区では最近、被災家屋が取り壊された更地が目立つようになってきました。つい先月まで公費解体の申請期限が令和2年9月30日となっていたため、申請を急がれた方が多かったのかもしれませんが、いずれにせよ、災害前から高齢化・人口減少が著しかった長沼地区にとって、現状はコミュニティ存続の危機的状況といえます。



更地

そんななか、バラバラになっていくコミュニティをなんとか保ちたい、被災者住宅に仮住まいしている人たちにも帰ってくる場所を提供したいという、区長さんをはじめ地域役員のみなさんの熱い思いと、集まったボランティアさん達の目を見張る働きのおかげで、私の事務所を置いていた妻の実家が、地域住民の集会所「ほやすみ処」として甦りました。



看板



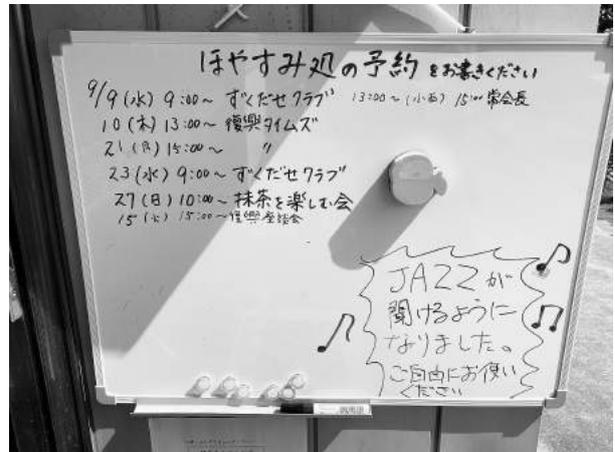
室内

何度か新聞やテレビニュースで紹介されたので、ご記憶の方もいらっしゃるかもしれませんね。そもそもは、水の漬いてしまった母屋は応急修理だけをして物置にでもしようか、と考えていたところ、これを知った区長さんから「地域の集会所に貸してくれないか。」と相談いただいたので、「むしろ、渡りに船です。」と提供させていただくことになったものです。

完成後は、体操教室や俳句同好会、地域新聞の編集会議など、頻繁に住民の皆さんに使っていただいて、賑やかであります。



取材中



ホワイトボード

このように、おかげさまで個人的にはなんとかあったのですが、一方で、被災者住宅に仮住まいしながら自宅の再建・補修を迷っている方、地域に戻ることを諦めて先祖伝来の土地を更地にした方、農業を続けようかやめようか迷っている方等々、将来を悩んでいる方々が、まだ大勢いらっしゃいます。また、高齢のため補助金や支援金の申請手続きがよくわからないとか、三代も前から不動産の相続登記ができていなくて公費解体申請ができない、など、手続きの援助を必要とされている方もたくさんいらっしゃいます。

私のところにも、今になってご相談が増えてきましたし、復興の道のりはまだまだ長いぞ、というのが現状への正直な感想です。そのため、皆様には被災者へのさらなるお力添えを、どうぞ、よろしく願いいたします。

業 務 資 料



事 務 連 絡
令和2年8月26日

長野県行政書士 様

一般財団法人長野県自動車標板協会

東京2020オリンピック・パラリンピック 特別仕様ナンバープレートの申込期限の延長のお知らせ

残暑の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより、当協会業務につきましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省より東京オリンピック・パラリンピック大会開催の延長に伴い、標記ナンバープレートの申込期限を延長する旨の発表がありましたので、お知らせいたします。

傘下会員はもとよりユーザーへ周知いただきたくご連絡申し上げます。

申込期限 令和3年9月30日(木)

令和2年8月25日
自動車局自動車情報課

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 特別仕様ナンバープレートの申込期限を延長

この度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、大会開催機運を盛り上げるために交付してきました、特別仕様ナンバープレートの交付期間を1年延長することとし、あわせて申込期限を1年延長します。

1. 申込期限

令和3年9月30日（木）

2. 申込方法

ご自身でウェブサイト（<https://www.graphic-number.jp>）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

3. 料金

別添の通り

4. 寄付金の活用

1,000円以上の寄付をしていただきますと図柄入りナンバーを選択することができます。

寄付金は、大会開催に必要となる交通サービスの改善（バス・タクシーのバリアフリー化等）に充てられます。

5. 特別仕様ナンバープレートのデザイン

図柄入りナンバー（寄付金付き）



※登録自動車・軽自動車（自家用）



※登録自動車（事業用）

エンブレム付きナンバー



※寄付のない場合はエンブレムのみ

TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

※オリンピックとパラリンピックのエンブレムを2枚1組で交付します。

前後面にどちらのエンブレムのものを取り付けるかはユーザーの任意となります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

東京2020オリンピックピック競技大会特別仕様ナンバープレート
【登録自動車 中型】

※1枚の場合は半額 (単位:円、非課税)

運輸局等	支局等	ナンバープレートの地域名表示	交付手数料 (2枚セット)	備考	
北 海 道	札幌	札幌	8,380	自家用	
	函館	函館	8,420	事業用	
	室蘭	室蘭・苫小牧	8,420		
	帯広	帯広	8,360	自家用	
	釧路	釧路・知床	8,420	事業用	
	東 北	北見	北見・知床	8,390	自家用
		旭川	旭川	8,420	事業用
		宮城	宮城	8,360	自家用
		福島	福島・会津・郡山・白河	8,010	事業用
		いわき	いわき	8,010	
岩手		盛岡・岩手・平泉	8,130		
青森		青森・弘前	7,900		
八戸		八戸	7,900		
山形		山形	8,090		
庄内		庄内	8,090		
北 陸 信 越	秋田	秋田	8,110	自家用	
	新潟	新潟	8,390	事業用	
	長野	長野	7,900		
	松本	松本・諏訪	7,900		
	石川	金沢・石川	8,730		
	富山	富山	8,730		
	東京	品川・世田谷	7,300		
	足立	足立・江東・葛飾	7,300		
	練馬	練馬・杉並・板橋	7,300		
	多摩	多摩	7,300		
中 国	八王子	八王子	7,300		
	神奈川	横浜	7,380		
	川崎	川崎	7,380		
	相模	相模	7,380		
	湘南	湘南	7,380		
	千葉	千葉・成田	7,400		
	袖ヶ浦	袖ヶ浦・市原	7,400		
	習志野	習志野・市川・船橋	7,400		
	野田	野田・柏・松戸	7,400		
	埼玉	大宮・川口	7,400		
九 州	春日部	春日部・越谷	7,400		
	所沢	川越・所沢	7,400		
	熊谷	熊谷	7,400		
	茨城	水戸	7,500		
	土浦	土浦・つくば	7,500		
	群馬	前橋・高崎・群馬	7,500		
	栃木	宇都宮・那須	7,500		
	佐野	とちぎ	7,500		
	山梨	山梨・富士山	7,500		
	四 国	徳島	徳島	9,140	
愛媛		愛媛	9,080		
高知		高知	9,140		
福岡		福岡	8,900		
北九州		北九州	8,900		
筑豊		筑豊	8,900		
久留米		久留米	8,900		
佐賀		佐賀	8,900		
長崎		長崎	8,900		
佐世保		佐世保	8,900		
九 州	熊本	熊本	9,100		
	大分	大分	8,900		
	宮崎	宮崎	8,980		
	鹿児島	鹿児島	8,900		
	奄美	奄美・鹿児島	8,390		
	沖縄	沖縄	8,390		
	宮古	宮古	8,390		
	八重山	八重山	8,390		
	山梨	山梨・富士山	8,390		
	佐野	とちぎ	8,390		

東京2020オリンピックピック競技大会特別仕様ナンバープレート
【登録自動車 大型】

※1枚の場合は半額 (単位:円、非課税)

運輸局等	支局等	ナンバープレートの地域名表示	交付手数料 (2枚セット)	備考	
北 海 道	札幌	札幌	12,730	自家用	
	函館	函館	12,720	事業用	
	室蘭	室蘭・苫小牧	12,770		
	帯広	帯広	12,610	自家用	
	釧路	釧路・知床	12,640	事業用	
	東 北	北見	北見・知床	12,770	自家用
		旭川	旭川	12,720	事業用
		宮城	宮城	12,780	
		福島	福島・会津・郡山・白河	12,240	
		いわき	いわき	12,390	
岩手		盛岡・岩手・平泉	12,630		
青森		青森・弘前	12,220		
八戸		八戸	12,220		
山形		山形	12,830		
庄内		庄内	12,830		
北 陸 信 越	秋田	秋田	12,450	自家用	
	新潟	新潟	13,020	事業用	
	長野	長野	11,730		
	松本	松本・諏訪	11,730		
	石川	金沢・石川	13,100		
	富山	富山	13,100		
	東京	品川・世田谷	10,950		
	足立	足立・江東・葛飾	10,950		
	練馬	練馬・杉並・板橋	10,950		
	多摩	多摩	10,950		
中 国	八王子	八王子	10,950		
	神奈川	横浜	11,050		
	川崎	川崎	11,050		
	相模	相模	11,050		
	湘南	湘南	11,050		
	千葉	千葉・成田	11,050		
	袖ヶ浦	袖ヶ浦・市原	11,050		
	習志野	習志野・市川・船橋	11,050		
	野田	野田・柏・松戸	11,050		
	埼玉	大宮・川口	11,050		
九 州	春日部	春日部・越谷	11,050		
	所沢	川越・所沢	11,050		
	熊谷	熊谷	11,050		
	茨城	水戸	11,150		
	土浦	土浦・つくば	11,150		
	群馬	前橋・高崎・群馬	11,150		
	栃木	宇都宮・那須	11,170		
	佐野	とちぎ	11,170		
	山梨	山梨・富士山	11,150		
	佐野	とちぎ	11,170		
四 国	徳島	徳島	15,680		
	愛媛	愛媛	15,480		
	高知	高知	15,680		
	福岡	福岡	15,300		
	北九州	北九州	15,300		
	筑豊	筑豊	15,300		
	久留米	久留米	15,300		
	佐賀	佐賀	13,280		
	長崎	長崎	15,200		
	佐世保	佐世保	15,200		
九 州	熊本	熊本	15,500		
	大分	大分	13,200		
	宮崎	宮崎	15,300		
	鹿児島	鹿児島	15,300		
	奄美	奄美・鹿児島	15,900		
	沖縄	沖縄	12,730		
	宮古	宮古	12,730		
	八重山	八重山	12,730		
	山梨	山梨・富士山	11,150		
	佐野	とちぎ	11,170		

東京2020オリパラナンバーの種類

対象車種	登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常のナンバープレート	品川599 さ 12-34	品川599 あ 20-20	品川589 ろ 12-34
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様 つげて走って 盛り上げよう!	品川599 さ 12-34	品川599 あ 20-20	品川589 ろ 12-34
	品川599 さ 12-34	品川599 あ 20-20	品川589 ろ 12-34

※オリンピックとパラリンピックのエンブレムを2枚1組で交付。

TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート【軽自動車】

運輸局等	事務所等	ナンバープレートの地域名表示	販売料金(2枚セット)	備考
中部	愛知	名古屋	7,430	
	西三河	岡崎・三河・豊田	7,430	
	豊橋	豊橋	7,430	
	小牧	一宮・尾張小牧・春日井	7,430	
	静岡	静岡	7,550	
	浜松	浜松	7,550	
	沼津	沼津・伊豆・富士山	7,550	
	岐阜	岐阜	8,090	
	飛騨	飛騨	8,090	
	三重	三重・鈴鹿・四日市・伊勢志摩	8,240	
近畿	福井	福井	8,370	
	大阪	大阪	8,310	
	なにわ	なにわ	8,310	
	和泉	堺・和泉	8,310	
	京都	京都	9,160	
	滋賀	滋賀	9,160	
	奈良	奈良・飛鳥	9,160	
	和歌山	和歌山	9,160	
	兵庫	神戸	8,310	
	姫路	姫路	8,310	
中国	広島	広島	9,850	
	岡山	岡山	9,850	
	鳥取	鳥取	9,620	
	島根	島根・出雲	9,620	
	岡山	岡山・倉敷	9,830	
	山口	下関・山口	9,660	
	香川	香川・高松	9,140	
	徳島	徳島	9,160	
	愛媛	愛媛	9,060	
	高知	高知	9,200	
四国	福岡	福岡	8,900	
	北九州	北九州	8,900	
	福岡	福岡	8,900	
	久留米	久留米	8,900	
	佐賀	佐賀	9,000	
	長崎	長崎	9,000	
	佐世保	佐世保	8,900	
	鹿屋	鹿屋	9,100	
	熊本	熊本	8,900	
	大分	大分	8,900	
九州	宮崎	宮崎	8,980	
	鹿児島	鹿児島	8,900	
	鹿児島	鹿児島	8,900	
	奄美	奄美・鹿児島	9,500	
	沖縄	沖縄	8,390	
	宮古	宮古	8,390	
	八重山	八重山	8,390	
	沖縄	沖縄	8,390	
	八重山	八重山	8,390	
	八重山	八重山	8,390	
北海道	札幌	札幌	8,400	
	函館	函館	8,460	
	室蘭	室蘭・苫小牧	8,360	
	帯広	帯広	8,400	
	釧路	釧路・知床	8,320	
	北見	北見・知床	8,430	
	旭川	旭川	8,400	
	宮城	宮城	7,840	
	福島	福島・会津・郡山・白河	8,000	
	いわき	いわき	8,000	
東北	岩手	盛岡・岩手・平泉	8,810	
	青森	青森・弘前	8,560	
	八戸	八戸	8,560	
	山形	山形	8,770	
	庄内	庄内	8,770	
	秋田	秋田	8,140	
	新潟	新潟	8,400	
	長岡	長岡・上越	8,400	
	長野	長野	7,890	
	山梨	山梨	7,890	
北陸	松本	松本・諏訪	7,890	
	石川	金沢・石川	8,730	
	富山	富山	8,730	
	東京	品川・世田谷	7,330	
	足立	足立・江東・葛飾	7,330	
	練馬	練馬・杉並・板橋	7,330	
	多摩	多摩	7,330	
	八王子	八王子	7,330	
	神奈川	横浜	7,430	
	川崎	川崎	7,430	
関東	相模	相模	7,430	
	湘南	湘南	7,430	
	千葉	千葉・成田	7,430	
	袖ヶ浦	袖ヶ浦・市原	7,430	
	習志野	習志野・市川・船橋	7,430	
	野田	野田・柏・松戸	7,430	
	埼玉	大宮・川口	7,430	
	春日部	春日部・越谷	7,430	
	所沢	川越・所沢	7,430	
	熊谷	熊谷	7,430	
関東	茨城	水戸	7,530	
	土浦	土浦・つくば	7,530	
	群馬	前橋・高崎・群馬	7,530	
	栃木	宇都宮・那須	7,540	
	佐野	とちぎ	7,540	
	山梨	山梨・富士山	7,530	

※1枚の場合は半額

【 事務連絡 】
令和2年9月4日

国際副部長
国際部員 殿
支部長
支部国際部会長

長野県行政書士会
国際部長 春日 博幸

9月1日より再入国（みなし再入国含む）を希望される方は、電子メールにて出入国在留管理局あてに再入国の申出を行い、当局より「申出が受理された」旨の受理書を空港で審査官に提示したうえで出国しなければ再入国が拒否されるおそれがあります。

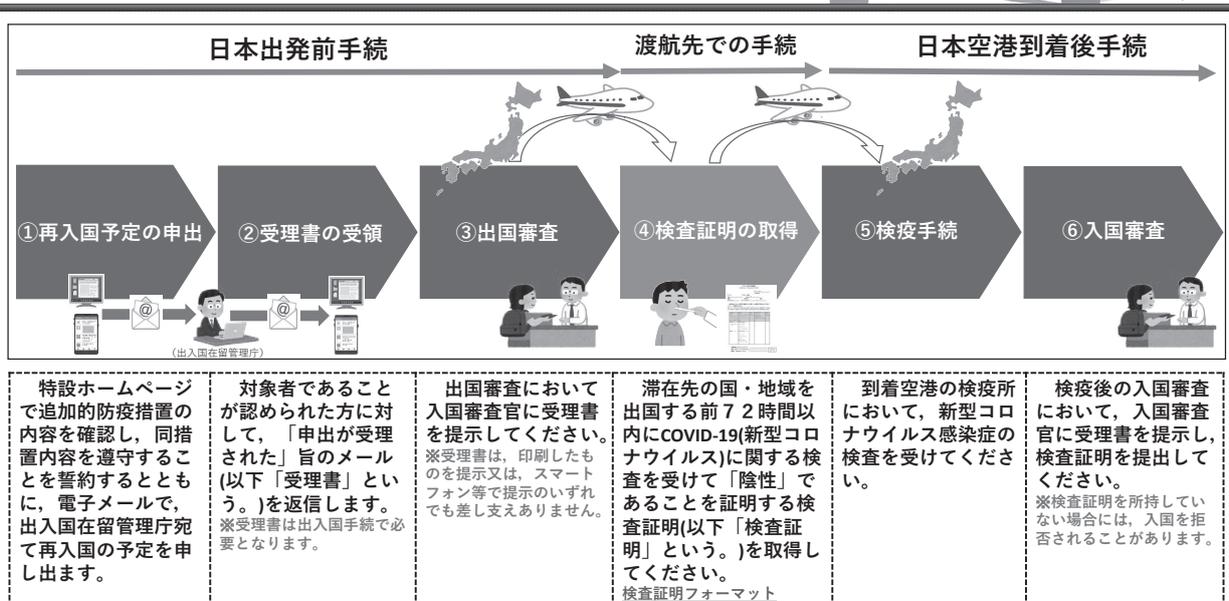
9月6日までは、直接空港でこの申出が行えますが、9月7日からは、事前に上記「受理書」を用意して空港に行かなければなりません。

詳しくは、

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html
をご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

本邦滞在中の在留資格保持者の再入国手続の流れ





令和2年9月16日

建情管31号

長野県行政書士会 会長 山本 準一 殿

一般財団法人 建設業情報管理センター
理事長 山田 健

「CIIC 経営状況分析 e 結果通知サービス」の開始について（ご案内）

拝啓 貴会ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

平素は当財団業務に格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

当財団は、このたび利用者の皆さまへの利便性向上および申請手続きの迅速化を図るため、CIIC 電子申請画面上で経営状況分析結果通知書の印刷・閲覧および電子データの受け取りができる「CIIC 経営状況分析 e 結果通知サービス」を9月16日より提供開始いたしました。

この機能充実により、経営状況分析結果通知書を貴会会員様の事務所のパソコンから出力が可能となりますので、より便利に、より早く分析結果通知書を受け取ることができます。当機能はどなた様も無料でご利用いただけます。

また電子申請をご利用の場合は、申請から分析結果通知書の受取まで一貫して事務所のパソコンで手続きが完了しますので、昨今求められている働き方改革にもお役に立つ機能と存じます。

当財団はこれからも皆さま方の業務のお役に立てるよう努力を続けて参ります。引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

登録経営状況分析機関 登録番号 1 <http://www.ciic.or.jp/>  

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター

		【東日本支部】		【西日本支部】	
		北海道・東北地区	Tel. 03-3544-6903	近畿地区	Tel. 06-6767-2801
		関東地区	Tel. 03-3544-6901	中国・四国地区	Tel. 06-6767-2802
		中部・北陸地区	Tel. 03-3544-6902	九州・沖縄地区	Tel. 06-6767-2803
		北海道事務所	Tel. 011-222-2688	九州事務所	Tel. 092-483-2841

本財団は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠しISO27001の認証を取得しております。

事務所で・ご自宅で利用可能な



経営状況分析 結果通知

始めました!

お客様の
カラープリンター
使えます!

「e結果通知」とは

「経営状況分析結果通知書」を事務所やご自宅のカラープリンターで印刷できるサービスです。
新しい働き方に対応したCIICの
新サービスを是非ご利用ください。

事務所で
ご自宅で



※「e結果通知」を利用するには、「マイページ」の登録が必要です。「マイページ」の内容は画面をご覧ください。

- ▶ 申請から「結果通知書」の受け取りまでが、一貫して電子でできます!
- ▶ 「結果通知書」の受け取りが、「郵送」や「コンビニ」よりも速くなります!
- ▶ お持ちのカラープリンターで、「結果通知書」を印刷できます!

経営状況分析は“信頼と実績の”登録経営状況分析機関 登録番号 1

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター



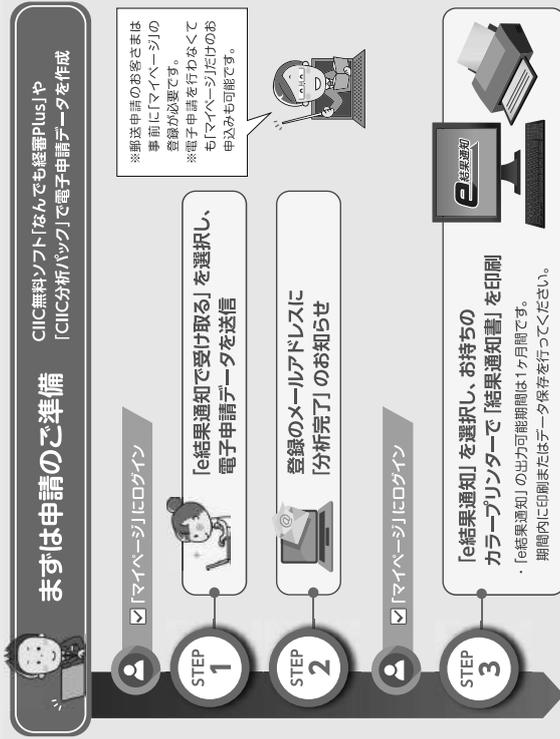
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
建設業情報管理センター
http://www.ciic.or.jp

詳しい情報は こちら

CIIC e結果通知

検索

「経営状況分析」の申請から「e結果通知」受け取りまでの流れ



受け取り完了

「マイページ」に登録するとどんなに便利!

※登録には「利用申込書」が必要です。(入会金、年会費、更新料等全て不要)

- ☑ 電子申請する
 - 経営状況分析の「電子申請」ができます。
 - 分析結果通知書の受け取り方法の選択ができます。(郵送、コンビニ、e結果通知)
 - 電子申請の「分析手数料」は郵送申請よりもお得です!
- ☑ 電子申請する
 - 現在申請中の書類の処理状況が確認できます。
 - 過去の申請履歴の確認ができ、今後の発注事項の予定が立てやすくなります。
- ☑ 支払う
 - 分析手数料のお支払いに便利な「ページー支払番号」の照会・取得ができます。
 - 代理人の方は振込データを「マイページ」でお支払いができます。
 - ネットバンキングでもお支払いができます。
- ☑ 知る
 - 公認会計士、弁護士が掲載している「CIICメールマガジン」のパスワードを見ることができます。

令和 2 年（2020 年）9 月 18 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様
長野県行政書士会会長 様

長野県環境部長

産業廃棄物処理業の許可申請に係る手引の改定について（通知）

このことについて、標記手引を下記のとおり改定したのでお知らせします。

記

1 改定した手引

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
- (3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引

2 改定内容

先行許可証の規定に係る項ずれに伴う要領様式第 52 号の改正により、1 (1) と (2) は様式 23、(3) は様式 36 を改定。

改定内容は、＜参考＞の 1 について、「ただし、「規則第 9 条の 2 第 6 項（同第 10 条の 4 第 5 項、第 10 条の 12 第 2 項、第 10 条の 16 第 2 項、第 11 条第 8 項）の規定による」を「ただし、「規則第 9 条の 2 第 8 項（同第 10 条の 4 第 7 項、第 10 条の 12 第 2 項、第 10 条の 16 第 2 項、第 11 条第 8 項）の規定による」に改定。

3 施行年月日

令和 2 年 10 月 1 日

4 公開先ホームページアドレス

【産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsunashi/index.html>

【産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/shisetsuari.html>

【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/sanhaishori.html>

担	当	廃棄物審査係
		（課長）伊東和徳（担当）篠田友加
電	話	026-235-7164
F A X		026-235-7259
電子メール		haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会長 様

長野県環境部長

「長野県優良産業廃棄物処理業者認定制度の手引」の改正について (通知)

貴会におかれましては、日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 2 年環境省令第 5 号) が令和 2 年 2 月 25 日に公布され、その一部が令和 2 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、標記手引を下記のとおり改正しました。

ついては、貴会会員への手引改正に係る周知について御配慮願います。

記

1 改正の概要

- (1) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として、申請者が作成した書類の添付の代わりに、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出できることとされた。
- (2) 処分業者の事業の透明性に係る基準として、「処分を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持出先の情報を開示することの可否」を、許可の更新の申請の日前 6 月間 (優良認定業者は従前の許可日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、変更の都度更新を行っているという要件を追加。
- (3) 財務体質の健全性に係る基準として以下を追加。
 - ・申請者が法人である場合には直前 3 年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
 - ・「直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 100 分の 10 以上であること」と「前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が零を超えること」のいずれかを満たすこと。

2 施行日

令和 2 年 10 月 1 日

担当	資源循環推進課 廃棄物審査係
(課長)	伊東 和徳 (担当) 小林 碧
電話	026-235-7164
FAX	026-235-7259
E-mail	junkan@pref.nagano.lg.jp

長野県優良産業廃棄物処理業者認定制度の手引

第 1 優良産業廃棄物処理業者認定制度の概要

1 制度について

優良産業廃棄物処理業者認定制度 (以下「認定制度」という。)とは産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者 (以下「処理業者」という。)が、その許可の更新時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準 (以下「優良基準」という。)に適合することを認定 (以下「優良認定」という。)された者を優良産業廃棄物処理業者とする制度です。

2 認定制度のメリット

優良産業廃棄物処理業者となった者には以下のメリットがあります。

- 許可の有効期限を 7 年に延長
- 優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付
- 優良産業廃棄物処理業者として名簿等を県の公式 Web ページ等で公表
- 許可の更新等の申請の際に提出する申請書類の一部を省略可能

第 2 優良基準

優良認定の申請 (以下「認定申請」という。)を行う処理業者 (以下「認定申請者」という。)が、次の 1～5 のいずれにも適合している必要があります。

1 遵法性に係る基準

認定申請の際に受けている産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者 (以下「特別管理」産業廃棄物処理業者」という。)の許可の有効期間において*、次の不利益処分 (以下「特定不利益処分」という。)を受けていないことが必要です。

* 更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う更新申請を行う場合にあつては、申請日前 5 年間又は従前の許可を受けた日から申請日までのいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。なお、この場合、新たな許可の有効期間は、新たな更新の許可の日から 7 年間となります。

- (1) 一般産業廃棄物処理業、(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る事業停止命令 (根拠条文：法第 7 条の 3 又は第 14 条の 3 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))
- (2) 一般産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令 (根拠条文：法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7)
- (3) 一般産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し (根拠条文：法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3)
- (4) 再生利用認定の取消し

(根拠条文：法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）

(5) 広域認定の取消し
 (根拠条文：法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）

(6) 無害化処理認定の取消し
 (根拠条文：法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）

(7) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し
 (根拠条文：法第12条の7第10項)

(8) 不適正処理時の改善命令
 (根拠条文：法第19条の3)

(9) 不適正処理時の措置命令
 (根拠条文：法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合も含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）又は第19条の6第1項)

2 事業の透明性に係る基準
 次の区分により、それぞれ必要な期間にわたり、次表に掲げる事項についてインターネット上で情報を公開し、かつ、所定の頻度で更新している必要があります。
 ア 新たに長野県で優良認定を受けようとする認定申請者 認定申請の日前6か月
 イ 優良認定された者 当該許可を受けた日から認定申請までの間

以下に示す表は概要ですので詳細及び記載例については「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産廃薬物課）を参照してください。

	公開事項	更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度	○	○
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている（特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種別・数量等については一年に一回以上）	○	○
	処理施設に関する事項	変更の都度		○

⑤	事業場ごとの（特別管理）産業廃棄物の処理工程図	産業廃棄物の処理	変更の都度	○
⑥	直前一年間の（特別管理）産業廃棄物の一連の処理の行程	産業廃棄物の一連	一年に一回以上	○
⑦	直前三年間の（特別管理）産業廃棄物の受入量・運搬量	産業廃棄物の受入	一年に一回以上	○
	直前三年間の（特別管理）産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	産業廃棄物の受入	一年に一回以上	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	産業廃棄物処理施設の維持管理	一年に一回以上	○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績及び熱回収された産業廃棄物の量	産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績及び熱回収された産業廃棄物の量	一年に一回以上	○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○
⑪	処理料金の提示方法	処理料金の提示方法	変更の都度	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否	処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否	変更の都度	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○

3 環境配慮の取組に係る基準
 事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれらと相互認証されている認証制度による認証を受けている必要があります。

4 電子マネーフェストに係る基準
 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに利用登録しており、当該許可の区分において電子マネーフェストが利用可能である必要があります。

5 財務体質の健全性に係る基準
 財務体質の健全性について、次の(1)～(5)のいずれにも適合している必要があります。
 (1) 直前三年の各事業年度における自己資本比率^{*1}がゼロ以上であること。
 (2) 次のア又はイのいずれかかの基準に該当すること。
 ア 直前三年の各事業年度のうちにいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。
 イ 前事業年度における営業利益金額^{**2}がゼロを超えること。
 (3) 直前三年の各事業年度における経常利益金額^{**3}の平均額がゼロを超えること。
 (4) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものがないこと。
 (5) 法第8条の5第5項（法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。
^{*1}貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値
^{**2}損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

※⁹ 損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

第3 認定申請手続

1 認定申請

認定制度に係る申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 認定申請者が許可更新と併せて提出する書類
- ア (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の申請書類(以下「許可申請書類」という。)なお、次の書類については、優良基準に適合することを見越して、添付を省略することができます。ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該更新許可の申請に係る審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が省略した添付書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。
 - 事業計画の概要を記載した書類
 - 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(認定申請者が法人であり、会社計算規則に定める主要科目が記載された財務諸表をインターネットで公表している場合に限る。)
 - 定款又は寄附行為(認定申請者が法人である場合)
 - (認定申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

イ 認定申請者が認定基準に適合することを証する次の書類

- 誓約書(様式第3号)
 - 誓約書に記載する、特定不利益処分を受けていない期間は次のとおりです。
 - ・ 許可更新にあわせて認定申請を行う場合
始期：現行許可の開始日
終期：現行許可の終了日
 - ・ 更新期限の到来を待たずして認定申請を行う場合
始期：現行許可の開始日又は更新申請日の5年前の日のうち前日の日付
終期：更新申請日
 - インターネットによる情報公開に係る書類
※なお、以下の書類は、法施行規則第9条の2第4項等による環境大臣の指定を受けた者が作成した書類の提出に代えることができます。
- (7) 第2の2のアの者が提出する書類
情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したものの(申請時点のもの、申請日より6か月以上前にすべての公表事項が公開された時点のもの及び更新時点(申請前6か月以内の変更のある部分に限る。))のもの(いずれも日付が明示されたもの)。ただし、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット(さんばいくん)」により情報を公開・更新している場合には、同ウェブサイトが発行されるその旨を証明する書類(更新状況一覧表及び履歴証明書)でも可。

(4) 第2の2のイの者が提出する書類

情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したものの(申請時点のもの、前回の優良認定又は優良確認時点の及び更新時点(変更のある部分に限る。))のもの(いずれも日付が明示されたもの)。

ただし、次の場合には、当該記載の書類とすることができる。
【(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット(さんばいくん)」により情報を公開・更新している場合】

・「産廃情報ネット(さんばいくん)」で発行される更新状況一覧表及び申請日時点での履歴証明書

※ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該認定申請の審査のためには必要であると認めるときは、認定申請者が添付を省略した書類の一部又は全部の提出を求められます。

【「産廃情報ネット(さんばいくん)」で公表していない場合であって、他の都道府県・政令市で既に優良認定を受けている場合(業の区分が同じ場合に限る。)]

- ・ 当該自治体の許可証及び申請書の写し(受理印が押印されたもの)
- ・ 情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したものの(申請時点のもの、当該自治体の申請日から長野県への申請日までの間における更新時点(変更のある部分に限る。))のもの(いずれも日付が明示されたもの)

※ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該認定申請の審査のためには必要であると認めるときは、認定申請者が添付を省略した書類の一部又は全部の提出を求められます。

- ISO14001規格又はエコアクション21ガイドライン若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し
 - 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面(加入証)の写し
 - 国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類(様式第4号)
 - (任意提出)別紙チェック表
- (2) 提出部数
2部
- (3) 申請窓口
許可申請書類を提出する地域振興局に提出してください。

2 優良認定されなかった場合の取扱い
優良基準に係る審査の結果、優良基準に適合しないものと判断された場合は、認定申請者は、1(1)アなお書きにより省略した添付書類を速やかに提出する必要があります。

(様式第2号)

優良基準不適合届出書

第4 優良基準に適合しなくなった場合について

優良産業廃処理業者となった後に、特定不利益処分を受ける等して優良基準に適合しなくなった場合は、速やかに優良基準不適合届出書(様式第2号)を提出してください。

年 月 日

長野県知事

様

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定される評価基準に適合しなくなりましてので、申し出ます。

適合認定を受けた産業廃棄物処理業の区分	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物処分業
評価基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
評価基準に適合しなくなった理由	

長野県優良産業廃棄物処理業者認定制度の手引 新旧対照表

改正				現行					
(略)				(略)					
2 事業の透明性に係る基準 (略)				2 事業の透明性に係る基準 (略)					
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上)	○	○	⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上)	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否	変更の都度		○	⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○					
(略)				(略)					
5 財務体質の健全性に係る基準				5 財務体質の健全性に係る基準					
財務体質の健全性について、次の(1)～(5)のいずれにも適合している必要があります。				財務体質の健全性について、次の(1)～(4)のいずれにも適合している必要があります。					
(1) 直前三年の各事業年度における自己資本比率 ^{※1} が <u>ゼロ以上</u> であること。				(1) 直前三年の各事業年度の <u>うちいずれかの事業年度</u> における自己資本比率が <u>百分の十以上</u> であること。					
(2) <u>次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。</u>									
ア <u>直前三年の各事業年度の<u>うちいずれかの事業年度</u>における自己資本比率が百分の十以上であること。</u>									
イ <u>前事業年度における営業利益金額等^{※2}がゼロを超えること。</u>									
(3) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等 ^{※3} の平均額がゼロを超えること。				(2) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額がゼロを超えること。					
(4) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものがないこと。				(3) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものがないこと。					

<p>(5) 法第8条の5第1項(法第15条の2の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</p> <p>^{※1}貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値</p> <p>^{※2}損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額</p> <p>^{※3}損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額</p> <p>第3 認定申請手続 (略)</p> <p>○ インターネットによる情報公開に係る書類</p> <p>※なお、以下の書類は、法施行規則第9条の2第4項等による環境大臣の指定を受けた者が作成した書類の提出に代えることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 法第8条の5第1項(法第15条の2の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。</p> <p>第3 認定申請手続 (略)</p> <p>○ インターネットによる情報公開に係る書類 (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

建設業許可のガイドライン 主な改正内容(R2.10)

1 法令等改正に伴う改正

ページ	改正項目	改正内容
3～5	許可を受け取るための要件	「経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること」(常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、適切な社会保険に加入していること)に係る事項を記載しました。
12	許可を受けたあとの届出	「譲渡及び譲受け」「合併」「分割」「相続」の申請手続きに係る事項を追記しました。
13	標識の掲示	建設工事現場への標識の掲示の記載を変更しました。
14	請負契約の締結	契約書に記載が必要な事項に、「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を追加しました。
14～16	工事現場における技術者の配置	特定専門工事に係る主任技術者の配置、監理技術者の専任配置の例外について記載しました。
19	許可申請書と添付書類	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)などに係る記載を変更しました。
20	変更等の届出事項と届出書類	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)などに係る記載を変更しました。
21～24	届出・提示書類について	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)や保険加入に係る記載を変更しました。
25	経営業務の管理責任者等としての経営経験の確認について	常勤役員等を直接に補佐する者に係る事項等について追加等を行いました。
51～150	申請様式・記載例・記載要領等について	令和2年10月から変更となったものについて、変更等を行いました。 <small>＜主な例＞</small> 健康保険等の加入状況に係るもの(P98～101) 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)などに係るもの(P102～112)
155～158	建設業許可の通用解釈(Q&A)	令和2年10月から変更となったものについて、追記等を行いました。 <small>＜主な例＞</small> 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)などに係るもの(P157～158)
179～181	譲渡及び譲受け等に関する認可について	「譲渡及び譲受け」「合併」「分割」「相続」の制度の概要を記載しました。

2 その他の改正

ページ	改正箇所	改正内容
11	許可の更新	更新申請時には、変更届出書(決算時)等の届出が適正になされていることが必要であることが分かりやすいように変更しました。
44	許可申請書類の入手先	書類の販売先を削除しました。(入手は長野県又は国のホームページからダウンロードしていただくこととなります。)
176～178	解体工事業の技術者の経過措置期間終了について	該当する内容を追加しました。

建設第135号
令和2年(2020年)9月30日

長野県行政書士会 様



長野県建設部長

「建設業許可のガイドライン」の改正について (通知)

このことについて、下記のとおり改正を行いました。
つきましては、会員各位への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 改正の理由
建設業法施行規則の一部を改正する省令が令和2年10月1日に施行されることに対応するとともに、建設業許可申請における手続を明確にすることで申請者の利便性の向上及び審査事務の適正な運用を図るため。
- 主な改正の内容
別紙のとおり
- その他
ホームページへ改正後のガイドラインを掲載してまいりますので、御活用ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/konsetsu/jintu/konsetsu/zyoka/kyokai/kyokai/shi.noe.html>

建設政策課建設業係
(課長)直江 栄 (担当)小林 和弘
電 話 026-235-7293 (直通)
F A X 026-235-7482
E-mail: konsetsu@pref.nagano.lg.jp

2 建政第 136 号
令和 2 年（2020 年）9 月 30 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について（通知）

このことについて、経営事項審査申請者の利便性向上を図るため、下記のとおり改正を行いました。

については、会員各位への周知について御配意いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

「その他の審査項目（社会性等）」（手引き P27）、「技術職員名簿」（手引き P38）の様式の変更

2 その他

県ホームページに改正後の手引を掲載しますので、御活用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/index.html>

建設政策課建設業係

担 当 直江 崇（課長）小林 萌奈（担当）

電 話 026-235-7293（直通）

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

2 保食第 1320 号
令和 2 年 10 月 7 日

長野県行政書士会 様

長野市保健所 長



長野市食品衛生法施行条例の一部改正について（通知）

長野市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例が、令和 2 年 10 月 5 日付けで別添のとおり
公布され、令和 3 年 6 月 1 日施行となりますので、ご了承ください。

長野市保健所食品生活衛生課 課長 大澤陽 担当 米山寛 TEL:026-226-9970 FAX:026-226-9981 E-mail:h-seikatu@city.nagano.lg.jp

長野市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

長野市食品衛生法施行条例（平成 12 年長野市条例第 6 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条を次のように改める。

（公衆衛生上必要な措置）

第 2 条 食品衛生法第 51 条第 3 項の規定による公衆衛生上必要な措置は、食品衛生法
施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 67 条第 5 号に規定する飲用に適する水を使用
する場合において、当該使用する水について市長が別に定める水質検査を行うこと
とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

お知らせ

会則改正について

令和2年度定時総会（6月17日開催）で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が令和2年8月3日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書士会会則の一部を改正する会則

（改正理由）

行政書士会の会員数が減少していることに鑑み、各支部において、財政基盤を安定化させかつ自治機能を的確に発揮できるような会員数を確保し、会員として享受すべき権利の機会均等化を図るため。

○長野県行政書士会会則の一部を次のように改正する。

新		旧	
第8章 支部 （支部） 第79条 本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため、支部を設ける。 2 支部の名称及び区域は、別表第2のとおりとする。 （以下略） 別表第2 支部の名称及び区域		第8章 支部 （支部） 第79条 本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため、支部を設ける。 2 支部の名称及び区域は、別表第2のとおりとする。 （以下略） 別表第2 支部の名称及び区域	
支部の名称	区 域	支部の名称	区 域
東信支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡、上田市、東御市、小県郡	佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	上田支部	上田市、東御市、小県郡
南信支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、飯田市、下伊那郡	諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
中信支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡	伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
北信支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡、中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	飯田支部	飯田市、下伊那郡
		松本支部	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、北安曇郡
		長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
		北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

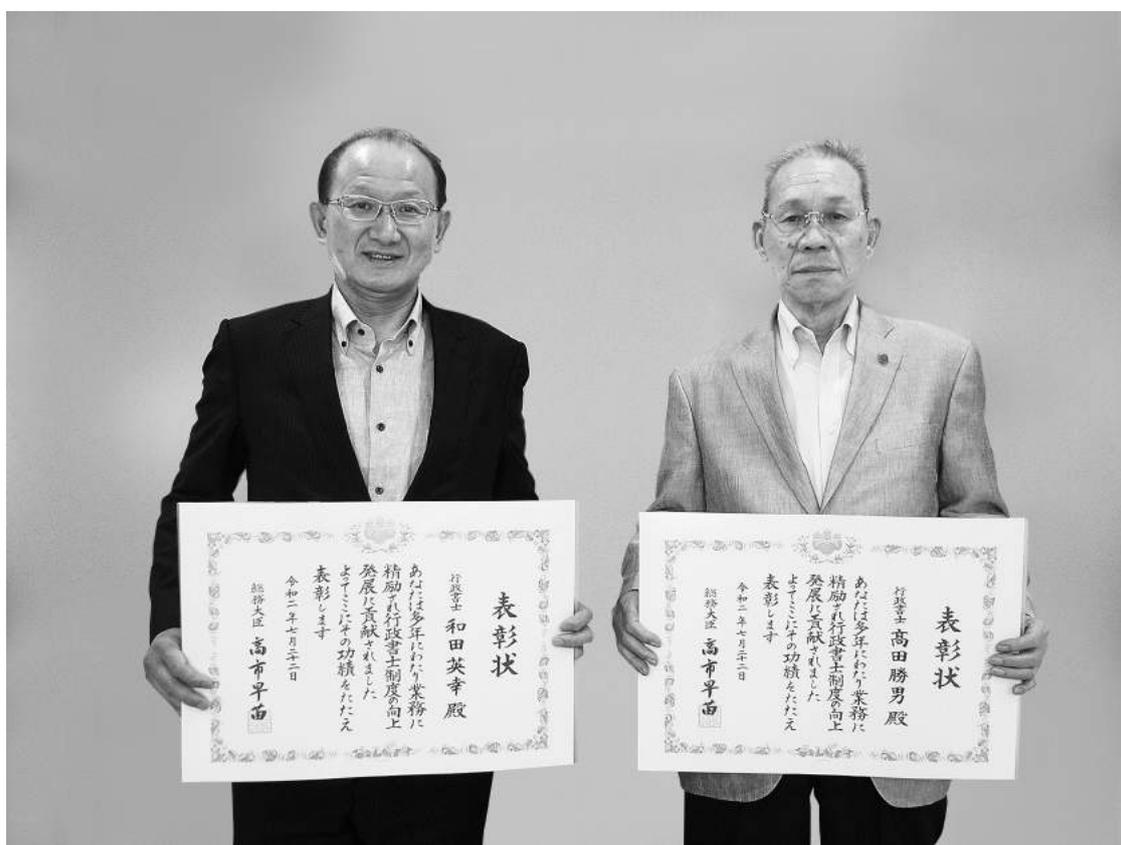
附 則（令和2年8月3日認可 長野県指令2市町村第363号）

この会則は、長野県知事の認可後、令和4年4月1日から施行する。

令和2年度総務大臣表彰

本会理事高田勝男氏（北信支部）及び同理事和田英幸氏（長野支部）におかれましては、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、7月22日付けで令和2年度総務大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

7月28日会館において、山本会長より表彰状及び記念品が授与されました。



和田 英幸 理事

高田 勝男 理事

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,700 円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,700 円	〃
事 件 簿 用 紙	300 円	〃
領 収 書	700 円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800 円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000 円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500 円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を経由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

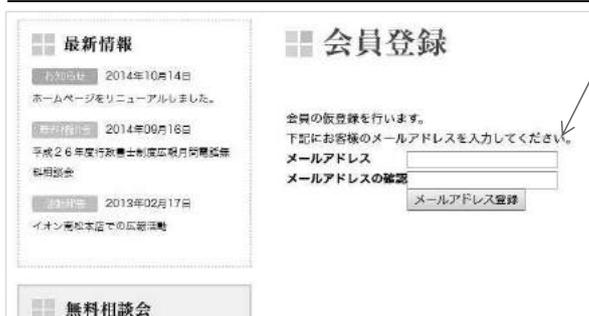


IDとパスワードを入力します。

ログイン ID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

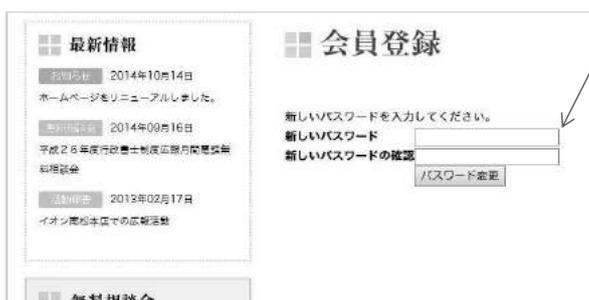
3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□研修部会

- 1 と き 令和2年7月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、岡田部長、渡邊、古谷各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度事業計画及び予算について
 - (2) 特定行政書士法定研修・考査について
 - (3) 研修会の開催方法・日程等について
 - (4) その他

□正副会長会

- 1 と き 令和2年7月28日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、宮下総務部長
- 4 会議・報告事項
 - (1) 理事会の議題について
 - (2) その他

□理事会

- 1 と き 令和2年7月28日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、赤羽、清水、松島各副会長、佐藤、渡邊、柳澤、上島、赤羽、春日、深澤、岡田、一之瀬、奈良木、宮下、古谷、和田、高田各理事、大槻運輸交通部長・コスモスしなの支部長
- 4 会議事項
 - (1) 合議事項
 - ① 令和2年度定時総会の議事結果について
 - ② 令和2年度事業について
 - ③ (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との協定について
 - ④ 選挙管理委員の承認について
 - ⑤ 行政書士制度広報月間について
 - ⑥ 借入金の繰上返済について

⑦ 災害支援金(義援金)の予備費流用について

⑧ その他

(2) 報告事項

① 持続化給付金等申請サポート事業対応状況について

② その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 令和2年7月29日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 岡田部長、受講者2名

□(公財)長野県国際化協会主催 外国人相談対応関係機関連絡会 議 (WEB 会議)

- 1 と き 令和2年7月31日(金)
- 2 参 加 者 伊那支部吉田靖史会員
- 3 テ ー マ コロナ禍における外国人の現状について(関係機関による情報交換)

□農林建設部会

- 1 と き 令和2年8月5日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽部長、奈良木副部長、藤森、上島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度事業計画について
 - (2) その他

□研修部会

- 1 と き 令和2年8月7日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島副会長、岡田部長、西澤副部長、渡邊、二瓶、古谷各部員
- 4 会議事項
 - (1) 業務ミックス研修会の具体的内容
 - (2) 新規登録者必須研会の研修内容・講師
 - (3) 上記2つの研修会の日程

(4) オンライン研修の実施方法

□ ADR センター会議

- 1 と き 令和2年8月18日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田センター長、深澤副センター長、二瓶運営委員
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度事業計画及び予算について
 - (2) その他

□ 日行連関地協国際業務連絡会

- 1 と き 令和2年8月24日(月)
- 2 ところ 千葉市、千葉県行政書士会
- 3 出席者 春日国際部長
- 4 議 題
 - (1) 副代表幹事の選出について
 - (2) 連絡会の今後の運営方針について
 - (3) その他

□ 士業連絡会全体協議会及び災害対策講演会 (WEB 開催)

- 1 と き 令和2年9月1日(火)
- 2 ところ 長野県弁護士会館
- 3 参加者 柳澤法務部長
- 4 協 議 会
 - (1) 令和元年台風19号災害及び令和2年7月豪雨災害対応について
 - (2) 長野県からのご報告
 - (3) ワンストップ相談の活性化策について
- 5 講 演 被災者支援制度の基礎と実践
- 6 講 師 弁護士永野海先生 (静岡県弁護士会)

□ 国際部会

- 1 と き 令和2年9月3日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度事業計画の実施について
 - (2) その他

□ 正副会長会 (WEB 会議)

- 1 と き 令和2年9月4日(金)
- 2 参加者 山本会長、清水、赤羽、松島各副会長
- 3 会議事項
 - (1) 長野県行政書士会と(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との協定書及び協議合意書について
 - (2) 行政書士制度広報月間について
 - (3) 支部再編の進捗状況について
 - (4) 無料相談会等の業務におけるコロナ対策について
 - (5) その他

□ 業務提携について金融機関訪問

- 1 と き 令和2年9月8日(火)
- 2 ところ 諏訪信金本店、長野銀行岡谷北支店
- 3 出席者 柳澤法務部長、木村法務部員

□ 日行連関地協会長会議

- 1 と き 令和2年9月10日(木)
- 2 ところ 千葉市、千葉県行政書士会
- 3 出席者 山本会長
- 4 会議事項
 - (1) 令和2年度日行連関東地方協議会連絡会について
 - (2) 各業務連絡会の運営について
 - (3) その他

□ 特定行政書士考査対策セミナー研修会

- 1 と き 令和2年9月12日(土)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 岡田部長、渡邊部員、特定研修受講者2名
- 4 内 容 行政法
- 5 講 師 特定行政書士 岡田部長、渡邊部員

□台風19号災害の被災者に対する 建築・住宅に関する総合相談会

- 1 と き 令和2年9月12日(土)
- 2 と ころ 長野市、柳原公民館
- 3 出席者 宮下長野支部長

□運輸交通部会・第4回封印管理 委員会

- 1 と き 令和2年9月14日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員
- 4 会議事項
 - (1) 丁種出張封印の更新研修の実施方法について
 - (2) OSS 開始後の諸問題について
 - (3) 車庫証明申請業務の窓口対応について
 - (4) その他

□長野県警交通規制課との情報交 換会

- 1 と き 令和2年9月14日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、長崎部員、県警交通部交通規制課 課長補佐 神谷智久様、同規制係係長 岩下英樹様
- 4 会議事項
 - (1) OSS 開始後の車庫証明・標章の運用上の諸問題について
 - (2) 車庫証明申請業務の窓口対応について
 - (3) その他

□広報監察部会

- 1 と き 令和2年9月16日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、和田部長、一之瀬副部長、五味、吉田、小西各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報149号について
 - (2) 行政書士制度広報月間について

(3) その他

□コスモスしなの総会

- 1 と き 令和2年9月17日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長

□コスモスしなのとの協定書調印式

- 1 と き 令和2年9月17日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、柳澤法務部長、山田法務部員

□特定行政書士考査対策セミナー 研修会

- 1 と き 令和2年9月19日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 岡田部長、渡邊部員、特定研修受講者2名
- 4 内 容 要件事実など
- 5 講 師 特定行政書士 岡田部長、渡邊部員

□山梨会・長野会国際部連絡会議 (WEB 会議)

- 1 と き 令和2年9月24日(木)
- 2 参加者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、宮本部員
- 3 内 容
コロナ禍によって行政書士の国際業務がどのような影響を受けているか、また在留資格に関連する入管の審査・措置及び外国人の出入国の状況など実例をもとに情報交換

□研修部研修会

- 1 と き 令和2年9月29日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 松島副会長、岡田部長、西澤副部長、渡邊、二瓶、古谷各部員、会員14名
- 4 内 容 新型コロナウイルス感染症対策各種給付金、補助金申請等

5 講 師 西澤副部長、二瓶、古谷各部員

□正副会長会（WEB 会議）

1 と き 令和2年10月5日(月)

2 参加者 山本会長、清水、赤羽、松島各副
会長

3 会議事項

(1) 合議事項

- ①会費の減免について
- ②一般社団法人コスモス成年後見サポートセ
ンター長野県支部との協議合意書について
- ③（一財）建設業情報管理センターとの業務
提携について
- ④その他

(2) 報告事項

- ①外国人材受入企業サポートセンター設置事
業について（経過報告）
- ②長野県警交通規制課との情報交換について
- ③その他

□理事会

1 と き 令和2年10月8日(木)

2 出席者 山本会長、清水、赤羽、松島各副
会長、佐藤、渡邊、柳澤、関、上
島、赤羽、春日、深澤、一之瀬、
奈良木、宮下、古谷、和田、高田
各理事、大槻運輸交通部長・コス
モスしなの支部長

3 会議事項

(1) 合議事項

- ①会費の減免について
- ②一般社団法人コスモス成年後見サポートセ
ンター長野県支部との協議合意書について
- ③（一財）建設業情報管理センターとの業務
提携について
- ④その他

(2) 報告事項

- ①外国人材受入企業サポートセンター設置事
業について（経過報告）
- ②長野県警交通規制課との情報交換について
- ③その他

□日行連全国総務部長会議（WEB 会議）

1 と き 令和2年10月15日(木)

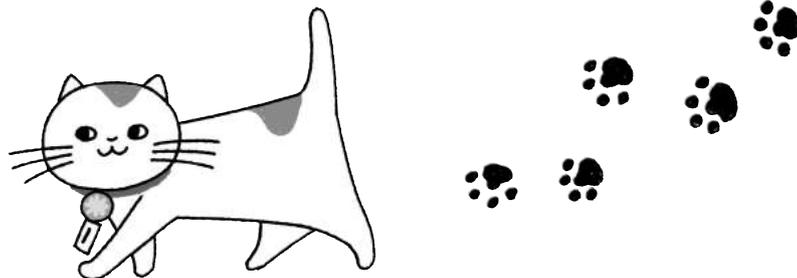
2 参加者 宮下総務部長

□一日合同行政相談所

1 と き 令和2年10月15日(木)

2 と ころ 長野市、長野市生涯学習センター

3 出席者 岡部満喜夫長野支部会員





支部だより

最近の商工会や地域振興局との連携と諏訪支部の取組について

諏訪支部長 小口敬子

今年は思わぬ事態が発生いたしまして、わが諏訪支部も総会を縮小して行い、年度に計画する事業計画が賃借する施設の閉館等により、計画することが困難となりました。

地域の連携ですが、商工会・及び地域振興局との関係は正直にお答えすると、あまり近い仲ではありませんでした。地域振興局とは各行政書士の方がそれぞれの案件を申請するのに訪れていますが、支部としての連携はありませんでした。コロナの事態が悪化する中で、経済産業省にて「持続化給付金」の申請があり、行政書士が申請するのが本来の仕事であるという事になり、商工会の会員である仲間の行政書士の先生の強い後押しもあり、諏訪地域振興局・岡谷商工会議所・諏訪商工会議所・茅野商工会議所・下諏訪商工会議所等から担当の依頼がありました。

支部と致しましては問いかけに応えるべく急遽研修会を行いまして依頼体制を整え申請を始めましたが、いざ始めてみると各商工会等の機械がまちまちで困難を極めました。しかしコンピューター、支援金に詳しい先生を先頭に、行政書士ここにありと勇んで行い、「持続化給付金」の申請を行い、その後「家賃支援給付金」の申請も依頼され、また急遽研修会を行いまして対応しています。フリーランスの方々の対応もあり、再度研修会を行い対応しています。

行政書士を頼りにされとてもありがたううれしい限りです。しかし申請を真摯に行わないと今度は行政書士の信用が一気に飛んでしまうため、各庁に出向いた先生は緊張を隠せない状態でおります。対応は2人体制で行いお互いに話し合いながらの対応となっています。支部としまして、このようなご時世の中でありますので今まで以上に地域に貢献しようという事で、本当に慎重に取り組んでいます。申請人は、それぞれ案件が違い、同じ案件は全く通用しないなど各申請人の事情によって異なり、持参する書類に基づき事実確認をしながらの対応となります。申請の結果、自分の口座に入金されることとなり、コロナの影響で収入が減り困窮していたところの持続金という事で、申請する行政書士に対し感謝の言葉をいただいています。コロナの関係で思わず出来た仕事ですが少しでも地域のお役に立ち、商工会議所などとも今回の件で近くなり今後の行政書士業務に繋がっていけばと思います。



諏訪商工会議所での様子



岡谷商工会議所での申請



災害時における被災者支援に関する協定書の締結について

松本支部長 松島茂行

松本支部におきましては、社会貢献事業の一環としまして、地域の自治体と大規模災害時の被災者支援協定について協議をしまいましたが、各自治体とも危機管理が重要課題となっていることや、近年大規模災害が多発していることから、協定締結に向けて速やかに手続きをしていただき今回の締結に至りました。当日は各市村長様出席のもと調印式が行われ、マスコミ取材もありました。締結のなかで自治体首長様及び担当者からは、大規模災害発生時には混乱が予想されるなかで、協定締結により私共行政書士に速やかに支援要請が出来ることは非常に心強いとの話があり、期待の大きさと責任を感じました。

なお、本協定の業務相談内容並びに協定締結した自治体は下記のとおりです。

今後も管内の他町村につきまして計画的に協定締結に向けて努力してたいと思います。

最後に本協定締結についてご尽力を戴きました、土屋眞一松本市議会議員、傳刀健大町市議会議員、柳澤法務部長、支部会員に感謝を申し上げます。

(業務相談内容)

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

(協定締結自治体)

塩尻市	8月3日締結
筑北村	8月19日締結
大町市	9月15日締結
安曇野市	10月8日締結



塩尻市



筑北村



大町市

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	2. 7.15	牛田 宰	長野市	北信支部	2. 7.15	森川 浩市	下水内郡栄村
松本支部	2. 7.15	堀池 真也	松本市	佐久支部	2. 7.15	柚木 健二	佐久市
松本支部	2. 8. 1	大澤 昇治	安曇野市	松本支部	2. 8. 1	御子柴 仁	塩尻市
松本支部	2. 8.15	水谷 哲智	塩尻市	松本支部	2. 8.15	宮澤 哲也	松本市
長野支部	2. 8.15	星野 直信	長野市	長野支部	2. 8.15	小池 幸男	長野市
松本支部	2. 9. 1	寺坂 誠	安曇野市	松本支部	2. 9.15	山岸 修治	松本市
長野支部	2.10. 2	眞篠 幸平	長野市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
伊那支部	木下 功	2. 8. 3	北信支部	湯本 敏	2. 8. 5	諏訪支部	山岸 明	2. 9.30
松本支部	山岸日出男	2. 9.30	伊那支部	宮原 敏道	2. 9.30	長野支部	本藤富士人	2. 9.30
諏訪支部	梶野 洋一	2. 9.25	長野支部	太田 裕幸	2. 9.30			

—法人会員—

行政書士法人しなの総合事務所（長野市上松二丁目2番17号 城東ビル3F）・成立年月日 R2. 8. 7

編 集 後 記

秋もいよいよ深まってきました。会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、皆様ご存知のことと存じますが、支部再編に向けた動きが加速しております。グローバル化、高度情報化、合理化の進む昨今、この動きは当然の流れかもしれません。

私の所属する上田支部も佐久支部と一つになり東信支部となることが決定しており、先日の支部理事会では、合併協議に参加する支部の代表者が選定されました。

賛成反対、様々な意見があるようですが、業務に（気持ちの面で）新しいフィールドが開かれることや、新しい仲間たちとの出会いに、個人的にワクワクしている今日この頃です。

（広報監察部 土屋）

発行所	長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町 1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ https://www.nagano-gyosei.or.jp メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
発行者	会 長 山本 準一
編集者	広報監察部長 和田 英幸
	印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は

頼れる街の法律家



藤木 直人

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：**総務省**
長野県

70th
ANNIVERSARY

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日



建設業経営状況分析は ワイズ公共 データシステムへ

選べるプラン

分析
料金 **9,400円**~ ※1

感染症対策に

電子申請・電子データ受取なら
外出不要で事務所内で完結 ※2

建設業ソフトもお得にご利用いただけます

経審 / 許可 / 変更届 / 工事経歴 / 評点シミュレーション / 電子申請まで!
ソフトはワイズ公共データシステムホームページからダウンロードいただけます。
(ソフト CD 送付をご希望の方は ☎026-232-1145 までご請求ください。)

長野会の
先生方へ

長野県行政書士会様とは平成28年2月15日に業務提携をさせていただきました。
行政書士登録後5年間は全ての機能を無料にてご利用いただけます。
また、登録後5年以上経過している会員様でもワイズ公共データシステムへの
年間1件の経営状況分析申請により、翌年も無料でご利用いただけます。

※1. 記載の金額はエコノミープランを選択 + ISO取得業者様の場合の申請料金です。 ※2. 初回電子申請の際はお申込みが必要です。

経営状況分析に関する資料を無料にて送付します ☎026-232-1145

おかげさまで

<経営状況分析機関>

民間分析機関
受付実績

wisePDS

<システム開発・販売>

No.1

(弊社調べ)

wise

ワイズ公共データシステム株式会社 国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

本社：〒380-0815 長野市田町 2120-1 TEL. 026-232-1145 FAX. 026-232-1190 MAIL: info@wise-pds.jp
営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所

株式会社ワイズ

本社：〒380-0803 長野市三輪 1-8-14 TEL. 026-266-0710 FAX. 026-266-0845
MAIL: info@wise.co.jp サポートダイヤル：TEL. 026-266-0792